

春日井市スポーツ協会表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、本市のスポーツの向上発展に寄与し、春日井市スポーツ協会（以下「協会」という。）の運営及び事業遂行に貢献した者並びに団体の表彰について、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類)

第2条 表彰は、一般表彰及び優秀表彰とする。

(表彰の対象)

第3条 表彰の対象者は、市内に在住、在勤又は在学する者及び団体とする。ただし、一般表彰については、この限りでない。

- 2 市外の人との合同チームで出場した者は、個人として表彰する。
- 3 表彰対象期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。
- 4 表彰の対象種目は、協会加盟団体の種目に限るものとする。

(一般表彰)

第4条 一般表彰は、次に該当する者及び団体に対して行う。

- (1) 協会役員であった期間が10年以上で功績顕著な者
 - (2) 協会加盟団体の役員であった期間が10年以上で功績顕著な者
 - (3) 選手の育成・強化及び地域等のスポーツの振興・普及に10年以上にわたり功労のあった者及び団体
 - (4) 前各号のほか、会長が特に表彰を必要と認める者
- 2 受賞は、1人1回限りとする。ただし、団体については、この限りでない。

(優秀表彰)

第5条 優秀表彰は、次に該当する者及び団体に対して行う。

- (1) 地区大会（東海大会、中部大会等をいう。）において第3位までに入賞した者及び団体
- (2) 愛知県大会において優勝した者及び団体

(3) 春日井市のスポーツ表彰に該当する者及び団体で、その表彰を受けていないもの

2 表彰区分としては、小学生・中学生・高校生・大学生・社会人の5段階に分け、それぞれの段階で、同一競技について各1回限りとする。

(推薦)

第6条 次に掲げる者等は、前2条の規定による基準等に該当する者があるときは、推薦調書（別記様式）により推薦する。

(1) 協会加盟団体の長

(2) 所属学校長

(3) 表彰選考委員会

(表彰選考委員会)

第7条 表彰を公正かつ適切に行うため、表彰選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員9名以内で組織し、理事の中から会長が委嘱する。

(被表彰者の決定)

第8条 第6条の推薦のあった者について委員会において審査の上決定し、理事会において承認する。

(表彰の時期)

第9条 表彰の時期は、理事会において決定する。

(表彰の方法)

第10条 表彰は、表彰状と記念品を授与する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成2年4月1日から施行する。

2 春日井市体育協会表彰規程（昭和48年5月1日施行）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成8年10月1日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年1月1日から施行する。ただし、改正後の第3条から第5条までの規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

春日井市スポーツ協会表彰要領

- 1 春日井市スポーツ協会表彰規程（平成2年4月1日）の施行について、必要な事項を定めるものとする。
- 2 表彰対象期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 3 次の者は、優秀表彰の対象としない。
 - (1) 団体の監督、部長等の指導者
 - (2) 学校の代表として出場した者（中小体連を除く）
- 4 優秀表彰は、小学生、中学生、高校生、大学生、社会人の5段階に分け、それぞれの段階で各1回限りとする。ただし、同一段階で表彰対象の競技が前回と異なる場合又は団体で選手の構成が異なる場合は、この限りではない。
- 5 一般表彰は、概ね40歳以上の者を対象とする。
- 6 一般表彰の推薦は、1団体1名とする。